

妊産婦(医療費助成制度)

県の制度(通称 マル福)

◎ 対象者(所得制限があります。)
母子手帳の交付を受けている方

◎ 対象期間
母子手帳の交付日の属する月の初日から出産(流産を含む)の翌月の末日まで

◎ 支給方法
県内の医療機関で受診したか、県外の医療機関で受領したかで、支払方法が異なります。

県内の医療機関で受診の場合

・現物給付(県内の医療機関において受給者証・保険証を提示し、自己負担金を支払う)

県外の医療機関で受診の場合

・償還払い(医療機関において医療保険に一部負担金を支払い、領収書(氏名・保険点数が記載されている領収書又は保険適用分と自費分が明示されている領収書)を市に申請し、後日自己負担分を除いた額が支給される。)

◎ 手続きに必要なもの
母子手帳、保険証、印鑑、振込口座のわかるもの(郵便局以外)
※転入の場合は所得証明が必要です。

◎ 自己負担
外来・・・医療機関(薬局除く)ごとに1日600円まで、月2回まで
入院・・・医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円まで

市の制度(通称 神福)

◎ 対象者
所得制限によりマル福に該当しない妊産婦

◎ 対象期間
母子手帳の交付日の属する月の初日から出産(流産を含む)の翌月の末日まで

◎ 支給方法
償還払い
・旧鹿島郡内の医療機関において「妊産婦医療福祉費支給申請書(紫色の用紙)」を提出し、医療保険の一部負担金を支払い、後日市より自己負担分を除いた額が支給される。
・上記以外の医療機関においては医療保険の一部負担金を支払い、領収書(氏名・保険点数が記載されている領収書又は保険適用分と自費分が明示されている領収書)を市に申請し、後日自己負担分を除いた額が支給される。

◎ 手続きに必要なもの
母子手帳、保険証、印鑑、振込口座のわかるもの(郵便局以外)

◎ 自己負担
外来・・・医療機関(薬局除く)ごとに1日600円まで、月2回まで
入院・・・医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円まで